第二十七類	［略］
第二十八類	九　運動用具 (一)～(八)　［略］ (九)　サーフィン用、水上スキー用又はスキューバダイビング用運動用具（足ひれ　ウインドサーフィン用のボード　サーフボード　用バッグ　水上スキー用のボード　サーフボード　水中銃を除く。） 十～十二　［略］
第二十九類	一～十五　［略］ 十六　菓子（肉、魚、果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものに限る。） ［略］
第三十類	一～三　［略］ 四　調味料 (一)・(二)　［略］ (三)　角砂糖　果糖　氷砂糖　砂糖　麦芽糖　はちみつ　ぶどう糖　粉末あめ　水あめ　料理用人工甘味料 (四)・(五)　［略］ 五～十一　［略］ 十二　菓子（肉、魚、果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものを除く。） (一)・(二)　［略］

第二十七類	［略］
第二十八類	九　運動用具 (一)～(八)　［略］ (九)　サーフィン用、水上スキー用又はスキューバダイビング用運動用具（足ひれ　ウインドサーフィン用のボード　サーフボード　用バッグ　水上スキー　水中銃を除く。） 十～十二　［略］
第二十九類	一～十五　［略］ 十六　食用たんぱく 十七　菓子（果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものに限る。） ［略］
第三十類	一～三　［略］ 四　調味料 (一)・(二)　［略］ (三)　角砂糖　果糖　氷砂糖　砂糖　麦芽糖　はちみつ　ぶどう糖　粉末あめ　水あめ (四)・(五)　［略］ 五～十一　［略］ 十二　菓子（果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものを除く。） (一)・(二)　［略］

	十三～十八　［略］ 十九　アイスクリーム用凝固剤　酒かす　ホイップクリーム用安定剤　料理用食肉軟化剤 二十　［略］
第三十一類	一～十四　［略］ ［削る］
第三十二類～第四十一類	［略］
第四十二類	一～七　［略］ 八　望遠鏡の貸与
第四十三類・第四十四類	［略］
第四十五類	一～四　［略］ 五　雑踏警備　施設の警備　身辺の警備 六～十四　［略］

	十三～十八　［略］ 十九　アイスクリーム用凝固剤　家庭用食肉軟化剤　酒かす　ホイップクリーム用安定剤 二十　［略］
第三十一類	一～十四　［略］ 十五　飼料用たんぱく
第三十二類～第四十一類	［略］
第四十二類	一～七　［略］ ［新設］
第四十三類・第四十四類	［略］
第四十五類	一～四　［略］ 五　施設の警備　身辺の警備 六～十四　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。